（流動負債の区分表示）

第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～四　略］

四の二　契約負債

［五～八　略］

［２～５　略］

６　第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号の二に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十条　財務諸表等規則第五十四条の四（第四項を除く。）の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第四十三条の二　その他の包括利益累計額は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　［略］

二　繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

［三～五　略］

２　［略］

（売上高の表示方法）

第五十一条　［略］

２　前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもつて代えることができる。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
受取手形	××× △×××	×××
貸倒引当金		△×××
受取手形（純額）	×××	×××

（流動負債の区分表示）

第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～四　同上］

［号を加える。］

［五～八　同上］

［２～５　同上］

［項を加える。］

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十条　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第四十三条の二　［同上］

一　［同上］

二　繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

［三～五　同上］

２　［同上］

（売上高の表示方法）

第五十一条　［同上］

［項を加える。］

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
受取手形及び売掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××